

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（管理区域解除・保全区域変更）に関する事業者ヒアリング【1】

2. 日時：令和5年8月25日 10時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、

宮崎安全審査専門職、伊藤（拓）安全審査官、

伊藤（謙）原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他6名

柏崎刈羽原子力発電所 放射線管理グループ

グループマネージャー 他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい改めましてお疲れ様です。規制庁の、今回担当数、審査部ミヤザキでございますよろしく願いいたします。
0:00:10	本日はですね
0:00:15	柏崎 6 号機の原子炉建屋大物搬入、建屋建て替えに伴う管理区域の変更、保全区域の変更についてということで、
0:00:25	審査ヒアリングいたします。
0:00:28	そ、審査に先立ちまして、今回、録音という形をとらせていただきます。
0:00:36	最初に事業者の方から資料の説明をされた後に、論点整理を最後にいたしますのでその旨よろしく願いいたします。
0:00:48	発言の際にはですね、所属とお名前を言っていただいて、発言をよろしく願いいたします。
0:00:58	それでは、事業者の方からご説明をお願いいたします。
0:01:03	はい。東京電力の平野でございます。失礼に先立ちまして、資料の確認と、本日の説明の流れについてご説明させていただきます。
0:01:12	まず右肩、資料の 1、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機原子炉建屋大物搬入建屋建て替えに伴う管理区域解除保全区域変更について、こちらで衛藤。
0:01:23	内容の方へご説明をさせていただきます。
0:01:26	こちらから右肩、23 ページまでこちらの資料でご説明させていただきます。その後、大上挟みまして、資料の 2、
0:01:34	について柏崎から原子力発電所における、保安規定の現在の申請状況につきまして、こちらを
0:01:41	簡単にご説明をさせていただきます。こちら資料 1 と資料につきましては、このまま流れでご説明をさせていただければと思います。
0:01:50	それでは資料 1 の説明につきまして始めさせていただきます。
0:01:57	はい。東京電力河津刈羽原子力発電所建築第一グループの佐藤でございます。お手元の資料に伴いましてご説明の方させていただきます。ではまず表紙をめくっていただきまして、
0:02:08	右肩 1 ページ目でございます。今回の建て替えの目的でございます。6 号機原子炉建屋東側に、大型機器を建屋内に搬入するために、大物搬入建屋が設置されてございます。
0:02:21	当該建屋は、二次格納施設のバウンダリを構成しておりまして、耐震強化工事を行ってございましたが、工事の実施中に、一部の杭で損傷が見つかったと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:32	ということで、耐震性のさらなる向上を目的としまして、大物搬入タテの建て替えを実施するというごさいます。
0:02:39	では次の2ページ目お願いいたします。
0:02:42	管理区域解除、法、保全区域変更の必要性ということでごさいます。管理区域、設定したままですね。建屋解体を行いますと、
0:02:52	建屋自体を密閉状態で囲いながら、その中で作業するということになりまますので、管理区域のバウンダリの維持が非常に困難になるということで管理区域設定の解除、非管理区域化でございませが、
0:03:06	必要と判断いたしました。
0:03:09	これに伴いまして、管理区域図、それから保全区域図の変更が生じるといこと、保安規定のうち、添付4、管理区域図、それから添付5、保全区域図の改定が必要となります。
0:03:24	なおですが、建て替えが完了した時点では、管理区域の再設定を行うものとしたしております。
0:03:31	はい。では次のページ、進ませさせていただきます。3ページ目でございます。
0:03:35	管理区域の解除箇所でゴロスございませが、枠囲みの中へ平面図タテ平面図がございませ。こちら網掛けの部分が現在管理区域の場所ですけれども、青のハッチングしてございませところが当該箇所といことでございませ。
0:03:53	次の4ページ目に進ませさせていただきます管理区域の変更でございませ。
0:03:59	本規定の変更添付4といことでこちらを一部変え変更いたします。枠囲みの中、敷地図がございませが、当該箇所、赤の引き出し線で示してございませ。こちら今回の対象箇所となります。
0:04:15	はい。では次の5ページ目ですが、こちらの方、建屋平面図、拡大したものでございませ。枠囲みの中、左側がですね、現在、変更前といことでございませして、
0:04:28	右側がこれからの変更後といこと、赤い線でですね、上へトビアスといものを示させていたでいております。
0:04:37	次に、6ページ目でございませが、保全区域の変更でございませ。
0:04:43	保安規定の変更で添付5、保全区域図の一部変更となります。こちらも同様に、枠囲みの中、今年の敷地図、記載しております。
0:04:54	同じように、赤い引き出し線で、今回の当該箇所とい変更部分といことでお示してございませ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載してはいます。

発言者による確認はしてはいますせん。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:01	次のページに行かせていただきます 7 ページ目。
0:05:05	こちらにも保全区域の変更でございますが、同様にですね、当該箇所、建屋の平面図、拡大したものを載せてございます。
0:05:13	変更前と変更後ということで、この赤いマルで囲ったと、でお示しているということでございます。
0:05:25	はい。続きます。東京電力の平野でございます。続きまして右肩 8 ページ、保安規定審査基準を踏まえた保安規定の記載方針についてご説明いたします。
0:05:35	今回の 6 号機原子炉建屋大物搬入建屋建て替えに伴う管理区域解除保全区域変更では、保安規定に記載の管理区域及び保全区域を変更するものであり、
0:05:46	実用発電用原子炉及びその附属施設に、
0:05:49	附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準以下審査基準と述べますオオウチ管理
0:05:58	管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等に係る変更と考えております。そのため、長期の事項に従い、今回の変更に伴い、新たに設定する管理区域及び保全区域を明示した上、
0:06:11	管理区域の設定及び解除において、実施すべき事項保全区域についての管理措置等については引き続き保安規定に記載をいたします。
0:06:21	審査基準、管理区域保全区域及び周辺監視区域の設定等の各項目について、以下、表に
0:06:29	今回の保安規定変更での該当の有無を示してございます。今回の変更では、一番及び 8 番が該当すると考えてございます。
0:06:38	一番及び 8 番につきまして、管理区域、今回変更を行う管理区域及び保全区域を明示すること。また、前述の通り、管理区域における、他の場所と区別するための措置及び管理区域の設定及び解除において実施すべき事項、
0:06:54	また 8 番、仮保全区域についての管理措置については、変更なく、引き続き保安規定に記載をいたします。
0:07:01	その他、2 から 7、90 については、今回の変更には該当せず、こちらにも引き続き保安規定に掲載され、記載されます。
0:07:10	続きまして右肩 9 ページ、保安規定、保安規定変更に対する、設置許可との整合性について、
0:07:17	ご説明いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:19	まず今回の変更申請で変更する、添付 4、添付 5 のうち、初めに、添付 4 からご説明いたします。
0:07:27	本表左側に変更後の保安規定条文、こちら、申請書記載内容と同様の ため省略をしておりますが記載をして表示しております。
0:07:36	真ん中に今回変更する保安規定条文に対応する設置許可の記載を示 してございます。
0:07:43	変更後の保安規定添付 4 について、設置評価本文 9 号及び添付書類 9 に管理区域の設定について記載があり、線量限度等を定める告示に 定められた値を超えないことを確認した上で、管理区域の解除を行うこ とから、保安規定記載はこれに整合している。
0:08:01	と考えてございます。
0:08:03	なお添付書類 9 の第 2-2、2-1 図、こちらは右肩、11 ページに表示を してございます。
0:08:12	及び添付書類 8 の 8.3、遮へい設備に示す遮へい区域図、こちらは右 肩 12 ページに記載をしてございます。
0:08:21	は、設置許可変更当時のものとなりますが、保安規定今回変更の保安 規定規制は、6 号機、
0:08:28	6 号機原子炉建屋大物搬入建屋建て替えに伴い、管理区域を解除し、 建屋建て替え完了後に管理区域の再設定を行うことから、
0:08:38	整合性は図れていると考えてございます。
0:08:42	続いて、右肩 10 ページ目、続いて添付 5。
0:08:46	に対しての整合性につきましてご説明いたします。
0:08:50	こちら本申請書記載内容と同様のため記載を省略してございます。
0:08:56	対応する設置許可記載につきまして、添付書類 9 について、添付書類 9 に記載があります。あり今回の本変更については、大物搬入 建屋の建て替え状況に合わせて保全区域の変更を行うものであること から、保安規定記載は、これに整合していると考えてございます。
0:09:18	続けて右肩 13 ページ、今後のスケジュールとなります。
0:09:24	はい。東京電力発電所建築の佐藤でございます。
0:09:27	右肩 13 ページ、参考資料としまして、今後のスケジュールを掲載してお ります。
0:09:33	過日、保安規定の変更認可申請を申請いたしまして、これから過去の 実績に基づきまして、約 3 ヶ月後、11 月の下旬、保安規定の施行という ことで、
0:09:47	記載の方させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:50	衛藤作業の方はですね、例えば年明けの方から本格的に除却、解体の方に入って行く予定でございます。それに合わせまして、本規定施行後に準備作業の方で順次進めて参るというような工程になっております。
0:10:06	はい、では、続きまして補足説明資料の 1 の方に入らせていただきます。表紙をめくりまして 15 ページ、ご確認ください。こちらの方は、物品搬出運用の方法ということで、記載しております。
0:10:21	6 号機の大物搬入タテ立替文書に伴いまして、建て替え期間中の原子炉建屋の大型物品の搬出流が制限されるということで、そこはですね臨機応変に下のような表、こちらにつきましては、
0:10:33	末全例でございます 7 号機と同様の運用になるかというふうに予定してございます。小型物品については、変わらず、今のハヤシ 2 のところから入れてございますが大型物品につきましては、
0:10:48	こちらの方、各所調整しまして、そのタイミングで、期間をきちっと決めてですね、既設の搬入高を一時的に該当して阪神に行くというようなことで計画してございます。
0:11:01	次 16 ページ、ご確認ください。
0:11:03	具体的に物品搬出への方法を記載してございます。
0:11:08	こちら、先ほど申し上げたのと同様に、基本的には前、実績でございます 7 号機と同様の運用とすることで計画してございます。
0:11:19	半数に物品に合わせて、クリーンハウス、こちらを設けます。ただし、7 号機とですね、ちょっとサイズの変更がございますが、運用自体は違いはございません。
0:11:30	図面の方をご覧ください。左側の図面が今回 6 号機、該当するものでございまして右側が前回実績でございます 7 号機のものでございます。
0:11:41	建屋内にですね、クリーンハウス緑色の線で示してございますが、こちらの方を設けまして、物品のハヤシの際には、ここを通過して、
0:11:52	原子、建屋の中と外ということで、バウンダリーを崩さないように、へ実施して参りたいと考えております。
0:12:01	次の 17 ページご覧ください。
0:12:04	同じく物品排水方法でございます。
0:12:07	こちらクリーンハウスの運用方法ということで、具体的に載せてございます。緑の線、同じくクリーンハウス、示してございますが、こちらの寸法はですね、今計画中ということでございまして、今後も検討していくというようなイメージでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:22	四角が五味の中にですね、運用を記載してございます。こちらの方割愛させていただきますが基本的には7号機同様、進めさせていただきます。最後の黒ポツになりますけれども、
0:12:35	反芻エンジン用いる車両、現在計画しているものよりもさらに大型のもの、こういったものを用いて搬入するケースが生じた場合につきましては、仮設防護扉の気密性を持たせて、一時金管理区域を拡張して、
0:12:48	対応するっていうような案を検討しております。
0:12:51	はい。
0:12:52	では次18ページ、ご確認ください。
0:12:58	物品排水に関わる保安規定に対する適合性ということでございます。こちらにつきましては、分布品フェンスに係る保安規定を下記に示してございますけれども、
0:13:09	米印で示しております、上から三行こちら三つですね、こちらにつきましては、現在原子炉内の全燃料が取り出されているということで、適用外というふうに考えてございます。
0:13:22	保安規定第49条、55条、一番下の90条、こちらにが今回適合する該当するというふうに考えてございます。
0:13:32	次のページをお願いいたします。
0:13:35	それらを踏まえまして、19ページ。
0:13:37	物品排水に係る保安規定に対する適合性ということで一覧にまとめております。
0:13:43	表一番左側条文それに対しての要求事項、適合性ということで、今回の工事におきましては、右側、適合方針ということでございます。
0:13:53	第49条原子炉建屋につきましては、半数人作業時には、照射された燃料に係る作業の禁止の規制を行う等の運用を実施いたします。
0:14:03	第55条収容済み燃料プールの水位及び水温というところにつきましては、異常が発生した場合には速やかに阪神を中止しまして、既設気密扉を閉める運用を実施いたします。
0:14:16	第9条、放射線機放射線気体廃棄物の管理、こちらにつきましては、ハンシン作業により有給を逸脱することはないという判断をしてございます。
0:14:27	はい、以上になります。
0:14:29	次補足説明資料の方につきましては、サイトウ、
0:14:34	放射線管理グループのGM、ウエダの方からご説明させていただきます。植田マネージャーお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:42	はい。こちらの7号機と同様の対応というふうになりますが、建屋は解体に伴って発生した廃棄物で
0:14:54	カナダとかの、コンクリートということになりますけどこちらの方は、放射性廃棄物は廃棄物としての管理を申請しまして、いわゆるNR、
0:15:06	をして出すというような計画にしております。業務の流れとしては、
0:15:14	記載の通りでございます。はい。
0:15:19	22 ページ、今
0:15:24	適用実績ということで、7号機で同様な対応をしております。
0:15:31	それに関わる条文というのが88条の2で23ページに記載しております。
0:15:38	はい。補正前管理グループからは以上でございます。
0:15:45	東京電力の平野でございます。それでは尾上またぎまして資料2のご説明に移らせていただきます。
0:15:52	資料2、柏崎刈羽原子力発電所における保安規定の申請状況について、こちら、先に実施させ、
0:16:00	最初のスケジュール面談にて同様の内容についてご説明をしておりますが、今回変更する内容につきまして追記をいたしましたのでこちらについてご説明をさせていただきます。
0:16:11	一つ目の矢羽根となります。笠田から原子力発電所における現在の保安規定変更認可申請済み案件は以下の通り、(1)、(2)、(3)の3件でございます。
0:16:22	二つ目の矢羽根につきまして、笠田菟谷原子力発電所の保安規定変更認可申請については、認可後、別案件について適宜補正申請を実施いたします。
0:16:33	なお今回、こちらに記載いたしました、(1)、(2)、(3)の3案件について変更する内容で、別案件と19、重複しているものはございません。
0:16:44	こちら表中の、変更する条文と記載してるところにございますが、(1)につきましては、添付3と補正申請で点、第66条を、
0:16:54	変更予定。(2)につきましては、今回の申請でございます。今回のご説明した内容でございますが、添付4と添付5、
0:17:02	(3)につきましては、107条の6及び添付6を、変更予定となっております。
0:17:09	東京電力からのご説明については以上となります。
0:17:15	はい、ありがとうございました。
0:17:18	それではですね、質疑応答に入りたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:23	まず最初に、私の方から幾つか確認をさせていただき、
0:17:28	だと思います。
0:17:30	まず一つ目は全般的な話になりますけど、7号機の解除の時と、今回の
0:17:39	変更ですね。
0:17:43	主要な違いっていうのはもう、
0:17:45	先ほどご説明された。
0:17:48	通りでございますでしょうか。
0:17:54	はい、東京電力発電所建築の佐藤でございます。はい。ただいまのご質問ですけれどもそうですね先ほど資料の中で申しあげました通り、その辺の記載につきましては16ページ、
0:18:06	補足説明資料でございます通り、
0:18:10	特に特に7号機からの違いというのはございません。運用方法とも、同様に実施して参りたいと思っております。以上です。
0:18:21	規制庁の宮崎です。わかりました。
0:18:23	具体的にですね15ページをちょっとお開けいただきたいと思いますが、
0:18:30	7号機の時にはですね小長尺の物品っていう表記があったと思うんですけども、
0:18:39	この辺り今回長尺が記載されていないっていうことはこれどういったことでしょうか。
0:18:56	はい。東京、東電発電所建築の佐藤でございます。15ページの5大型物品のところに表の中のもので、阪神対象物品の大型物品のところに、
0:19:08	括弧書きで断面積、ファイル1メートル掛ける配当2.5メートル以上程度というふうに記載してございます。こちらの方で、今のところですね、
0:19:19	限定して書く、確認ということで計画をしてございます。
0:19:24	そうすると、6、7号機の時、失礼しました。規制庁の宮崎でございます。
0:19:31	そうすると67号機の時、長尺物品、
0:19:36	についてはもう特に該当しないという形でよろしいでしょうか。
0:19:41	はい。当然発電所建築の佐藤でございます。はい。16ページの方ですね、クリーンハウスのサイズ、記載してございますけれども、
0:19:52	7号機に比べてですね、今回、大きなサイズで計画をしてございます。こちらの方で、7号機の時、長尺物品という申しあげていたものにつきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:05	サイズを特定してですね、このクリーンハウスのサイズで今、実施するというので計画しているものでございます。
0:20:15	規制庁宮崎です。はい、わかりました。
0:20:18	それとですね、17 ページの枠囲みのところでございますが、
0:20:30	衛藤。
0:20:31	ポツのですね上から三つ目のスロープの件が書いてありましてちょっと具体的なイメージがちょっと、
0:20:39	わからないんこの図面でちょっとわかりにくいとあってですね、何か 7 号機するときにはちょっともうちょっと詳しい図面が断面図みたいなやつがついてたのでわかりやすかったんですけど今回ちょっとついてないので、
0:20:53	そのあたり、
0:20:54	追加はできますでしょうか。
0:21:01	はい。東大発電所建築の佐藤でございます。はい。資料の方の追加は可能でございます。タテフロアレベルとの段差のところが生じますので、そちらとのスロープということで記載してございますが、
0:21:16	何か図でですね、お示しできるようにさせていただきたいと思います。
0:21:21	はい。規制庁宮崎です。
0:21:23	わかりました。
0:21:25	それと一番下の黒ポツですが、10 トントラックの場合には管理区域を拡張し対応する案を検討中と。
0:21:36	いうふうに書いてありますがこれは具体的に何かもう、
0:21:41	何かイメージを持たれてるんでしょうか。
0:21:46	はい、東電発電所建築の佐藤でございます。はいこちらにつきましては、先ほど申し上げました、今計画中のサイズからですね、さらに、大きなものといったときに対応できるようなことで考えているといった内容でございまして、
0:22:00	既設Ⅱの気密扉、こちらこの図で言いますと、青いラインで示しているところでございますが、こちらを開放して、実施するというようなことになるかと考えております。その場合には、
0:22:14	この赤囲みの黄色い線で示してるその下のところですね、仮設防護扉、こちらの方の気密性をきちっと確保して、
0:22:24	その一次機密バウンダリをこちらに移してですね、対応したいということで考えてございます。
0:22:30	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:32	規制庁宮崎です。わかりました。私の方からは以上になります。他にご質問。
0:22:42	規制庁の吉崎です。今宮崎から質問あった件でちょっと関係してなんですけども、
0:22:50	まず先ほどの長尺物は、7号機では
0:22:54	2メートルぐらいのものは、長尺後については別書きだったんですが今回はこの
0:23:01	大物搬入主で出すということなんで、ちょっとその辺もつい、
0:23:08	なんすかそういった長尺網については、そっちで出すというのを、
0:23:14	説明を補足的に追加していただきたいんですけども、それは可能でしょうか。
0:23:21	はい。東電発電所建築サトウでございます。はい。わかりました。そちらの方を記載させていただくようにいたします。
0:23:30	はい。規制庁吉崎ですよろしくお願いします。
0:23:33	あとですねパワーポイント8ページで先ほど説明あった、そこで再確認なんすけども、
0:23:41	保安規定の基準の該当箇所が、1ポツと8ポツってことなんですけどここは前回の会社で7号機でやった。
0:23:54	建屋取りかえと、て聞い対象は一緒という理解でよかったですかね。
0:24:04	はい。東京電力の平野でございます。その通りで前回7号機のとおり同様となっております。
0:24:12	はい。規制庁井関です。了解しましたのかな。前回の柏崎7号機の建屋建て替えの時と、該当の基準は同じということで、
0:24:23	理解し、すいません東京電力の安藤でちょっと1点補足させてください今の計7の審査基準のところなんですけども、7号機の審査資料上はこのような表をつけてなかったです。ただ考え方としては7号機の時もこういう考え方で、
0:24:36	管理区域の変更については審査基準に整合してますっていうことでしたんでそこは変わってないってそういう認識でございます。以上です。
0:24:44	はい。規制庁ヨシザキサノ補足の説明ありがとうございます。確かにそうなんですけど一応念のために確認したということで、
0:24:51	前回は何だ、NRの申請もあったからそこは今回はないので、それ以外で建屋の取りかえんが、7号機どう心身すま
0:25:01	基準の退出対象箇所は同じということで理解いたしました。
0:25:06	続けてですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:11	これも先ほどアノミヤザキから確認あったんですけども、
0:25:20	17 ページのところの、
0:25:23	一番下のポツのところ、
0:25:27	ここ 10トン。
0:25:32	10tトラックで搬入するケースが生じた場合は、仮設跳びら一の方に機 密性持たせて、
0:25:40	一時的に管理区域を拡張する。
0:25:43	案を検討中とあるんですけども、
0:25:46	一応その機密性はどうやって担保するつもりなんですかね、そこを説明 してもらおうこと。
0:25:53	はい。東電は、発電所建築の佐藤でございます。こちらにつきましては は、この黄色のラインの仮設防護扉の方、こちらの江藤簡単な表現して しまいますと目張り。
0:26:06	というのを新たにしまして、もちろんリークテストをした上でですね、気密 性が担保されているの確認してから、運用開始すると、実施するという ような順番にしようと考えております。
0:26:19	はい、規制庁ヨシザキそれは何だ、例えば設計の、
0:26:24	どれぐらいの負圧かわかんないでどれぐらいのその圧力に対して、
0:26:30	目張りで対応、対応できるのかっていうのもあわせてなんですけども、
0:26:35	芽生え対応できる程度の設計圧力なのかというのを、
0:26:40	説明してもらえますか。
0:26:46	はい。善家発電所建築の佐藤でございます。はい。そうですね設計圧 力というところで具体的な数字につきましては、この場でちょっと差し控 えさせていただきますけれども、
0:26:56	そちらにつきましては十分考慮した上でですね、一定のその試験、閾値 がございますので、そちらの値をクリアして運用に入るといったようなこと は必ず遵守したいと考えております。
0:27:09	はい。規制庁イセちなみにこの 7 号機ときは、
0:27:14	それを同じように、目張りでやったんですかね。
0:27:21	はい、東電発電所建築グループの佐藤でございます。はい。7 号機に つきましてはそのような対応はなかったということで、確認してございま す。
0:27:32	規制庁井関そうすると 7 号機では違う対応で、どこを切れば効果、今回 そういったそういった新たな対応するってことで少し説明を拡充していた だきたいんですけども、そこはよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:48	はい、承知いたしました。今回 6 号につきましては 7 号の時に、いわゆる搬出搬入したものです、そちらの寸法が少しちょっと大きくなっているということもございまして、ちょっとその辺で差異が生じておりますけれども、
0:28:03	はい。その辺のナゴとの違いにつきましては補足をさせていただくようにいたします。
0:28:10	はい、規制庁優績そまいのところは、7 号機との違いってということで他に何か、7 号機とのヤタアオキでやったときと、6 号機で今回、建屋取りかえるところの、
0:28:24	違いって、他はありますか。
0:28:33	はい。東電、齋藤県発電所建築の佐藤でございます。はい。本工事におきましては、特段 7 号機との違いというのは他にないという認識でございます。
0:28:47	はい、規制庁吉崎です。了解しました。
0:28:50	ちょっと少し細かいことなんですけど先ほど 17 ページの、
0:28:55	ポツの四角の中のポツの上から三つ目ぐらいすかね、三つ目の、既設大物搬入タテ解体後、
0:29:06	地表面とレベル差スロ一部で解消して、概ね搬入孔付近まで寄り付き。
0:29:13	仮設防護扉及び既設
0:29:17	既設実気密扉を開とし、搬出すると、これは、
0:29:23	ですからその二重扉は片側閉めた状態でやるってことですかね。
0:29:31	はい。当然発電所建築の佐藤でございます。はい。ご認識で合っております。はい。
0:29:39	はい。規制庁いう指摘ばかりですと少しその辺を補足していただければなと思いました。
0:29:48	はい、東電建築サトウですはい、承知いたしました。
0:29:56	はい。規制庁井関です。あとですね、
0:30:01	と、これもちょっと大した質問ではないんですけども、
0:30:05	最初のパワーポイントの、
0:30:08	2 ページ。
0:30:11	ちょっと戻っていただければ、申し訳ないんですけども、すみません、少々お待ちください。先ほどの吉崎さんのご質問に関して少し補足させていただきます。
0:30:20	二重扉のうち、少なくとも一つは、閉鎖状態ということでしたけれども、資料、同じ 17 ページの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:29	下から二つ目のボツに関しまして、そちらについて記載しております。
0:30:35	20度夏服と一つの閉鎖状態(3)ための手順体制を定め、関係者へ周知し、運用を行うと。この向後に関しましては本件も記載しておりますのでしっかり遵守したいというふうに考えております。以上です。
0:30:51	規制庁井関補足ありがとうございますだんだん順番ですかね書き方も、そういった前提があつて、
0:30:58	搬出する時は、今言った、仮設防護扉と、既設気密扉を開けるということで理解しました、少し何か。
0:31:08	記載する順番を変えてもらえばわかるのかと思います。
0:31:13	東京電力の矢口でございます。はい。記載の順序についてはもう少しわかるように工夫したいと思います。承知いたしました。ありがとうございます。以上です。
0:31:23	はい。規制庁の井関です。そうすると、あと、パワーポイントの19ページで、これも1000、前、変更、7号機との採泥。
0:31:34	物品搬出に係る保安規定に対する要請で、
0:31:39	孔口の各条文に対して、7号機である大型物品とか小型物品とか、
0:31:47	ゴトウに確か書いてたと思ったんですけども、長尺物品か。
0:31:52	先ほどの説明だとその着物品は、大型
0:31:58	大型物品半出入方法に含まれるってことで、
0:32:03	だからこの49条55条90条の、
0:32:08	該当する何だ、
0:32:11	搬出方法っていうのは、大型物品搬出方法。
0:32:16	に対してってことですかね。
0:32:23	はい、東電発電所建築の佐藤でございます。はい、そのご理解で結構でございます。
0:32:31	はい。規制庁の井関少しわかりづらいんで、7号機のやつを参考し、同意して、
0:32:38	わかりやすく、該当するところがどこどこに対してなのかというのがわかるようにしていただきたいと思います。
0:32:45	はい。東京電力佐藤です。承知いたしました。
0:32:50	はい。規制庁吉崎です。あとですね、これも、
0:32:55	あんまり大したことではないんですけど、22ページの、
0:32:59	ところで、
0:33:01	ここで解体の実績で、
0:33:04	7号機では、何だ、大物搬入扉とか、ITVカメラとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:11	屋内消火栓ってあるんですけど、6号機でも同じように、
0:33:18	なんだ、対象にはならないんですかね。
0:33:25	柏崎放射線管理部東京電力柏崎放射線管理ウエエダでございます。6号機については、ITVカメラ点検外屋内消火性についてはないというふうに聞いてございます。
0:33:42	規制庁井関ですがわかりました6号機に対してはそのものがないから書いてないってことですね。わかりました。
0:33:51	そうですね。
0:33:56	はい。
0:33:57	あともう1すみません一番最初のページに戻っていただいて1ページで、
0:34:01	すいません、これも大したことないんですけども、6号機原子炉建屋東側に大型機器を、
0:34:09	屋内に搬入するって、大型機器っていうのは、
0:34:13	5項では何を指してるんですかね。
0:34:39	はい。東電際、発電所建築の佐藤でございますはい。こちらに書いております大型は大型機器でございますけれども、こちらのは収入
0:34:51	主建屋、主に阪神ユートピアからですね、反すうニューするものにつきましては、
0:34:57	主に工事関係で使用するようなですね、大型の部材関係、菊関係ちよつと具体的な名称、こちらで
0:35:10	差し控えさせていただきますけれども、そちらの作業点検、点検手入れですとか、工事に伴いまして、大型の治具部品等を入れると。
0:35:21	いうふうに認識しております。
0:35:26	はい。規制庁のヨシザキサノを工事のための大型の
0:35:31	大型機、機器部材とか重機みたいなやつなのかそれとも部材なのか、そういった機器って書いてあるから何かそういう機械的なものだと思ったんですけども、
0:35:42	工事のための、そういった重機だとか、部材をイメージすればよろしいですかね。
0:35:50	はい。東電の全社建築の佐藤でございます。はい。ご認識の通りでございますけれども。はい。そういった定期点検とかに伴いまして、大型の
0:36:02	運搬の車両とかですね、そういったものに搭載して持ってくるというようなこともございますので、そういったものを全部含めてですね、大型機器と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:12	ちょっとというような表現にさせていただいておりました。
0:36:15	以上です。
0:36:18	はい、規制庁ヨシザキです説明わかりました。
0:36:22	はい。私から以上です。
0:36:29	規制庁の宮崎でございます。もう一つ追加で質問させてください。
0:36:34	今回 6 号機のこの半出入の建屋でこれは 7 号機のもの使わないということでしょうか。
0:36:46	はい。当然、発電所建築の佐藤でございますはい、そのご認識で結構でございます。
0:36:52	規制庁ミヤザキわかりました。
0:36:55	それと、
0:36:57	あと
0:36:59	スケジュールのお話になると思うんですけどスケジュールが、
0:37:05	何ページだったかな。
0:37:06	13 ページですか。
0:37:11	ところ令和、一番下の方に市営タテ建屋新設という欄があって新設開始ってことであと、
0:37:22	真鍋線が入ってるんですけど、
0:37:26	この時には再設定の、保安規定のまた申請が必要になると思うんですけど
0:37:32	この工事期間っていうのは大体どれぐらいかっていうのはまだわからないですよ。
0:37:37	はい。東電発電所建築の佐藤でございます。はい。そちらに関しましては、今後、詳細に設計を進めていくという段階でございまして、まだ未定というお答えをさせていただきます。
0:37:50	規制庁見るだけですわかりました。
0:37:53	私の方、
0:37:57	規制庁吉崎です。今、スケジュールのところでも私も 13 ページのところ
0:38:04	一応認可申請があつてそのあとに、管理区域の解除、保全区域の変更であつて、
0:38:11	高齢が大体 2 ヶ月弱ぐらいかかってるんですけど、これは、
0:38:15	なんだ、具体的にはどんなことをやるんですかね。2 ヶ月かかるぐらいかかるものなんですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:25	はい。東電発電所建築の佐藤でございます。こちらにつきましては、本格的に建屋基礎杭を解体していくにあたって、
0:38:35	まずはサーベイ等を実施するというので、いわゆる準備工事を予定しております。はい。そちらでおおよそ7号の実績からも踏まえまして、この程度確保しているといった次第でございます。
0:38:50	規制規制庁ヨシダキタノ現場の準備で、サーベとかがあるということで少し、
0:38:56	わかりやすくしていただければと思ひまして何か手続きだけなのかなと思つたんで、何でこんなにかかるのかなと思つたんですけど今の説明でわかつたので、それが少し分かれるようにしていただければと思ひます。
0:39:08	はい。東京電力佐藤です。承知いたしました。
0:39:13	他にご質問はありませんでしょうか。
0:39:22	は、規制庁のサイトウですいくつか確認させてください。
0:39:27	5ページの、
0:39:29	枠内なんですけども、
0:39:36	上扉常に閉じる扉とあるんですけど、
0:39:40	これ
0:39:41	後ろの方の資料見るところはめ殺しにするようなものではない。
0:39:46	というふうに理解するんですが、ちょっとこのお城閉扉と書いてあると何かはめ殺しする。
0:39:53	ようにも読めるので、
0:39:54	何かそ、
0:39:56	常時閉運用する扉ということであればはめ殺しじゃなくて、基本締めてあるんですけども、何かあれば開けるというわかるのでちょっとそういう記述の工夫を
0:40:08	していただければと思ひます。
0:40:10	それからまた別の質問ですけども、
0:40:19	今回管理区域を解除するにあたっては、
0:40:23	そのサーベイをして、
0:40:26	汚染の有無等を確認をした上で開業することになると思うんですけども、その行為っていうのは、その行為について
0:40:36	根拠条文を保安規定の根拠条文を念のため確認したいんですけど、その
0:40:41	管理区域を今回その解除する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:44	にあたっては事前に、サーベイ等をする、そのサーベイをする根拠条文、
0:40:50	秋野南條何項に基づいて行うのかっていうの確認を
0:40:54	してください。
0:41:07	東京電力の後藤でございます。今ご質問あった件でございますけれどもおそらく第 93 条 2、管理区域の設定及び解除と、
0:41:18	こういう条文がございます。そちらの第 3 項のところ、放射線管理チームは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すると。
0:41:31	いうところの記載がございますので、これに基づいて解除といったものがされるものというふうに認識をしてございます。以上です。
0:41:40	規制庁齋藤です今の回答承知しました。
0:41:44	あと、ウダそうすると先ほど 13 ページのスケジュールにありましたけれども、
0:41:49	20、2023 年の 11 月 12 月の 2 ヶ月のこの期間という中で、今の 93 条 3 項に基づく確認をされるということで理解しました。私からは以上です。
0:42:10	はい。他にご質問は、
0:42:22	規制庁のイトウです。ちょっと細かい確認なんですけどもさせていただきます。
0:42:27	まず、
0:42:30	スケジュールのところろからなんですけど 13 ページ。
0:42:36	この 2023 年の 11 月から 12 月のこの期間っていうのは、保安規定施行す、変更に係る保安規定を施行されてますけども、これは、
0:42:49	不足によって、ここの期間っていうのは従前の範囲で、本管理区域が設定されているという理解でまずよろしいですか。
0:43:03	はい。東京電力山口でございます。その認識で問題ございません。
0:43:08	はい規制庁の伊東です。わかりました。あと、17 ページなんですけど、
0:43:20	建屋側の、
0:43:22	クリーンハウスの何ですかね内側というか、建屋側の方は、この可愛枠で囲われた扉と、
0:43:32	建屋の外側は既設の気密扉で二重扉として運用っていうふうにかかれてるんですけども、
0:43:39	この左側の赤枠の扉っていうのはこれの位置付けはどのような位置付けになるんですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:53	はい。東電発電所建築の佐藤でございます。ご質問の箇所というのはこのクリーンハウスの緑色の線上の左側の、はい、グリーンハウスの衛藤。
0:44:05	左側の方の扉です。はい、わかりました。こちらの方はですね主に作業員の出入り等に用いる扉でございます、こちらも気密を確保する確保された扉とするようなことで、管理計画でございます。
0:44:20	はい規制庁の伊藤です。わかりましたそうすると一ですね
0:44:26	何ですかね、二重扉のうち少なくとも一つの閉鎖状態が確保されるための手順体制という中にこの扉も、
0:44:36	何ですかね 20、クリーンハウス側の二重扉の、
0:44:40	一部みたいな扱いになって運用されるんですかね。
0:44:44	その閉鎖状態が確保されるっていうのがどのように担保されているのか説明をお願いします。
0:44:51	はい。当然発電所建築の佐藤でございます。はい。江藤。今ご質問ありました。ご理解の方で、問題ございませんこちらの方のクリーンハウスの中は、
0:45:03	常にその二重扉、片側を、必ず閉まっているというような運用で実施して参ります。
0:45:11	はい。規制庁の伊藤です。すいません。今指してる二重扉がこの二つ。
0:45:17	だけのようにも見えるので、ちょっとその旨がわかるように、
0:45:21	説明を追記、補足してもらってもよろしいですか。はい。当然サトウでございますはい引き出し線の方、足りてございません。ございませんでしたのでこちらの方、追加させていただきます。
0:45:33	はい。規制庁の伊藤です。
0:45:35	あとすいませんちょっと細かいところなんですけど、9 ページ。
0:45:47	9 ページの、
0:45:51	右のこの設置許可との整合性説明の、
0:45:55	なお書き、
0:45:57	のところなんですけどもちょっとこのなお書きの意味があまりよく理解できなかったんですけどもこの意味をちょっと教えてもらいます。
0:46:07	はい。東京電力の平野でございます。
0:46:10	あと添付書類 9 の第 2-2-1 の図及び添付書類、8-8.3、遮へい設備、右方 11 ページと 12 ページ。
0:46:20	2m示して図でございますが、設置許可上、こちら示しているのが、申請時のもので、さらには大物搬入、建屋の方が記載をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:30	今回の保安規定変更申請において、管理区域、管理区域解除及び保全区域の変更。
0:46:40	失礼しました添付 4 に関する事で管理区域の変更ですね、管理区域の変更によって解除によって、管理区域を一部解除をシマいたしますが、
0:46:50	と。
0:46:51	大物搬入建屋建て替えに伴いまして建て替え完了後には、再度同様の管理区域の再設定を行うというために、最終的には、現在、
0:47:02	この右方 11 ページ 12 ページで示して、11 ページで示して、
0:47:07	いるような管理区域の方に戻るといところから整合性がとれていると、そういう趣旨の記載をさせていただきます。
0:47:14	規制庁の伊藤です。趣旨は理解しました。11 ページ、12 ページの図は、
0:47:23	江藤添付 8.99 に、
0:47:26	載つける図は申請当時のものであると。
0:47:29	いうことは理解したんですけども、
0:47:31	11 ページ見ると、管理区域はアノon物搬入建屋のところは何か設定されてないようにも、
0:47:40	見ていて、
0:47:42	これはあれですか、
0:47:44	動きか何なのか、ちょっと教えてもらえますか。
0:47:48	今の説明とちょっと違うなと思ったので、質問してるんですけども。
0:48:07	はい。
0:48:07	東京電力の山口でございます。
0:48:11	スライド 11 の
0:48:14	大物搬入建屋について、管理区域外は記載せ、設定されてないように見えるという件については、
0:48:21	当社の設置許可、
0:48:23	を担当してるものにも、確認しております、
0:48:28	厳密大室搬入建屋というものを、厳密に管理区域まで、
0:48:33	設定しているわけじゃなくて、現象建屋ということで、少し包絡して表現している。
0:48:39	いうふうに伺っております。そこですいません少し厳密ではないのですけれども、大物搬入建屋の管理区域の中にこちらの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:48	すいません、原子炉建屋の中にこの大物搬入建屋というものも含まれ という認識で、
0:48:54	当社としてはおります。以上です。
0:48:57	はい。規制庁の伊藤です事実関係はわかりました。
0:49:01	添付の図なので、そんなアオキ程度の記載なので、これはこれでいい のかなと思いますけども事実上、わかりました。
0:49:11	私からは以上です。
0:49:24	規制庁皆川です今の意図からの 9 ページの、
0:49:28	設置許可との整合性の説明。
0:49:31	なお書きのところなんですけど、
0:49:34	今の説明を聞く限り、いや検討していただきたいんですけど、誤解を生 まないようにするなら、
0:49:42	添付 8 添付 9 は、設置許可変更当時のものである。
0:49:46	ぐらいでもいいような気もしたので、そこは、
0:49:50	ちょっと東電の方で誤解を生まないような表現を考えていただければな と思います。
0:49:57	はい。東京電力の吉良でございます。承知いたしましたありがとうございます。
0:50:02	規制庁の宮崎です。え一つとですねちょっと再々確認になりますが、先 ほどのですね、
0:50:11	17 ページの二重扉の運用についてですねこれ、
0:50:17	手順とか体制で、ちゃんと管理をしますよというふうに書かれてますけど これ機械的に何かこう、
0:50:28	二重扉が両方開かないような例えばシステムにすると、そういったもの はあるんでしょうか。
0:50:37	はい、東電発電所建築の佐藤でございます。機械的な仕掛けというも のは、
0:50:46	今計画はしてございません。あくまで規則的なもので縛りをかけようと 考えております。
0:50:54	規制庁宮崎ですそうするともうすべて
0:51:00	手動っていうんですか、し自動では両方開かないように、そういった、
0:51:08	インターロック的なものはないということ。
0:51:11	でよろしいですね。はい。東京電力佐藤ですはいそのご理解の通りでご ざいます。
0:51:17	はいわかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:19	規制庁見るだけでわかりました。いずれにしてもですねこの 20 扉の運用とそれから新しい仮設扉の運用が、
0:51:27	ちょっとなかなかイメージが沸いてこないなので、その辺をもうちょっとわかりやすい資料をですね、
0:51:34	見せていただけたらというふうに思っております。
0:51:38	よろしいですか。はい。東京電力佐藤でございます。はい。承知いたしました。
0:51:48	あと他にご質問はないでしょうか。
0:51:52	はい。
0:51:55	そうすると、今回のヒアリングの質疑応答は以上となりますが、
0:52:03	最後に先ほど出ました。
0:52:06	コメントの確認をしたいと思います、
0:52:31	はい、東京電力の山口でございます。
0:52:34	それでは本日ヒアリングありがとうございました。本日出ましたコメントについて、確認させていただきたいと、いうふうに思います。
0:52:46	まずですけれども、
0:52:49	すら移動の、
0:52:53	9、
0:52:56	許認可、設置許可との整合性確認資料の、
0:52:59	ページですけれども、こちら、設置許可との整合性説明、右側のところに関しまして、なお書きの部分。
0:53:09	設置許可当時の
0:53:10	設置許可変更当時のものである。
0:53:13	というふうに、誤解を招かないように記載していく方がよろしいかどうかというのを当社でまず検討させていただきたいというふうに思っています。
0:53:24	はい。
0:53:25	それと、
0:53:26	次ですけれどもスライド 13 ページ。
0:53:30	こちら、
0:53:32	へえ。
0:53:33	上から、
0:53:35	2 行目、管理区域変更、管理区域解除。
0:53:38	保全区域変更のところですが、保安規定施行から 2 ヶ月ほど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:44	実際の適用までかかるということですが、具体的にサーベイとか実施作業が発生しますので、そこに関して、
0:53:53	内容がわかるように記載させていただきたいというふうに考えております。
0:53:58	それと、すみません。
0:54:00	ちょっと、
0:54:02	順番逆になってしまって恐縮なんですけれども、
0:54:05	スライド 5。
0:54:06	に関しましても、
0:54:08	今はこういうところに、
0:54:11	上閉扉という記載がございますが、こちらだと、はめ殺しのように見えてしまうというご指摘をいただきましたので、常時閉扉と、
0:54:21	というような記載に修正することを検討させていただきます。
0:54:32	はい。藤ですけれども、スライド 15、
0:54:36	になります。
0:54:38	計 6 時は、表のところに、
0:54:42	長尺物品というものがありませんけれども、そちら、一部、
0:54:46	今回経営 6 時におきましては、大型物品に、
0:54:51	位置付けを変更しているということもあるかと思っておりますので、そちらに関して、位置付けについて、しっかりと明記してわかるようにしたいというふうに考えております。
0:55:03	はい、そのあとになります。
0:55:07	スライド 17。
0:55:11	こちらに関しましてはまず左の図面になります。
0:55:17	こちらは、
0:55:19	クリーンハウス運用イメージ図のクリーンハウスの左側の扉。
0:55:25	に関して、こちら 20 扉の一部として運用しておりますので、そういう旨、しっかりと、
0:55:32	二重扉としては、一つが閉であるということがわかるようにし、位置付けについて明記したいというふうに思っております。図面でわかるようにしたいと。
0:55:41	考えております。
0:55:44	あと、
0:55:46	右側の黒ば込みの三つ目のポツになります。
0:55:51	解体を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:54	地表面とレベル差をスロープ等で解消し、とありますが、懸案時は、図面でわかりやすかったということです、こちらについて図面、
0:56:03	等でちゃんとイメージがわかるように記載させていただきたいというふうに考えております。
0:56:08	またそれにあわせまして、下から二つ目の、
0:56:12	ポツですけれども、二重扉の運用についても、位置が少し離れておってわかりにくいというご指摘をいただきましたので、こちらについても、しっかりと位置付けわかるように、
0:56:25	文書整えさせていただきたいというふうに考えております。
0:56:32	はい。
0:56:33	あと最後の、一番下の、
0:56:37	ポツですけれども、
0:56:38	こちら、
0:56:40	大型の 10t車を用いて阪神のケースにつきましては、県味では運用しておらず、喜納独自の運用になりますので、
0:56:51	ちょっと気になるとは違うということであったり少し運用について補足させていただきたいというふうに考えております。
0:57:00	はい。
0:57:01	質疑になります。
0:57:08	す。
0:57:10	スライド 19。
0:57:12	になります。
0:57:15	こちら、
0:57:17	保安規定に対する適合性に関して、49 条であったり 55 条 90 条を記載しておりますが、綺麗な時に関しましては、大型物品であったり、長尺品であったり、
0:57:30	記載を分けておりましたので、今回はなぜこういうような記載でいいのかっていうところもわかるように、もう少し検討させていただきたいというふうに考えております。
0:57:41	はい。
0:57:42	私が認識しているコメントについては以上になります。
0:57:48	何か補足ありましたら。
0:57:52	はい。
0:57:53	当社としては以上になります。はい。規制庁の宮崎です。ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:01	はい。その他特にこちらの方はコメントないでよろしいでしょうか。はい。
0:58:06	そうすると、これで今回の審査のヒアリングは終わりたいと思いますが、
0:58:17	今後のスケジュールはまた追ってですね、ご連絡をいたしたいというふうに思っております。
0:58:24	その他最後に何かございませんでしょうか。
0:58:33	はい東京電力の平野でございます。
0:58:36	こちらからは特段ございません以上になります。
0:58:40	はい。規制庁の宮崎です。はい、わかりました。そしたら、今日はこれで終了ということで、
0:58:47	大塚さん、お疲れ様でございました。
0:58:52	ハラダでした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。